まぐろ類の資源管理の推進

政策提言先 水産庁

政策提言の要旨

◎ 地域漁業管理機関で合意されたまぐろ類の資源管理措置を守るよう、関係国に対し強く働きかけるよう提言いたします。

【政策提言の具体的内容】

- ・ 遠洋、近海まぐろはえ縄漁業は本県にとって重要な漁業であり、これらの漁業が将来に わたって経営を維持するには、まぐろ類の資源管理が確実に実行されることが必要です。 まぐろ類の資源管理は、海域ごとの関係国で構成する地域漁業管理機関において、科学 的な資源評価に基づいて決められています。
- このため、地域漁業管理機関で決定した資源管理措置を守るよう、関係国に対し強く働きかけるよう提言いたします。

【政策提言の理由】

- ・ 平成22年3月に開催されたワシントン条約締約国会議では、大西洋くろまぐろの附属書 I への掲載が提案され、世界的な資源管理の問題として注目されました。
- 今回のワシントン条約では附属書 I への掲載は見送られました。今後もまぐろ資源を持続的に利用していくためには、十分に効果をあげる資源管理を行っていくことが大切です。
- ・ 本県では、19トン型まぐろはえ縄漁船を主体に100隻以上が中西部太平洋で操業し、そ の生産額は、本県海面漁業生産額の2~3割を占めるなど、重要な漁業となっています。
- ・ 平成20年には、WCPFCにおいて合意されためばち漁獲量の3割削減を受け、本県所属船も 10隻が減船を行いました。
- ・ しかし、その後も中西部太平洋海域では、まき網漁船の大型化による漁獲圧力の増加や 小型まぐろ類の混獲による資源への影響が懸念されています。
- ・ 本県の遠洋・近海まぐろはえ縄漁船が将来にわたって経営を維持するためには、地域漁業管理機関で合意された管理措置が確実に実行されるよう積極的な対応が必要です。